

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会行政文書管理規程（平成11年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行政文書の施行者名)</p> <p>第32条 本庁において施行する行政文書は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める施行者名により発信するものとする。</p> <p><u>(1) 教育委員会委員長名で施行するもの</u></p> <p>ア <u>教育委員会規則</u></p> <p>イ <u>告示、公告及び訓令であって、第3号アに掲げる以外のもの</u></p> <p>ウ <u>表彰状、感謝状、賞状等</u></p> <p>(2) 教育委員会名で施行するもの</p> <p>ア 達及び指令であって、<u>次号ア</u>に掲げる以外のもの</p> <p>イ～オ [略]</p> <p><u>(3) 教育長名で施行するもの</u></p> <p>ア <u>告示、公告、訓令、達及び指令であって、教育長の委任事項とされる事務に係るもの</u></p> <p>イ <u>教育委員会議に提出する議案</u></p> <p>ウ <u>国の行政機関の長、次官、局長、部長、課長その他これらに準ずる者に発する行政文書</u></p> <p>エ <u>都道府県の知事、部局長又は教育委員会教育長に発する行政文書</u></p> <p>オ <u>市町村長、市町村教育委員会又は市町村教育委員会教</u></p>	<p>(行政文書の施行者名)</p> <p>第32条 本庁において施行する行政文書は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める施行者名により発信するものとする。</p> <p><u>(1) 教育長名で施行するもの</u></p> <p>ア <u>教育委員会規則、告示、公告及び訓令</u></p> <p>イ <u>達及び指令であって、教育長の委任事項とされる事務に係るもの</u></p> <p>ウ <u>教育委員会議に提出する議案</u></p> <p>エ <u>国の行政機関の長、次官、局長、部長、課長その他これらに準ずる者に発する行政文書</u></p> <p>オ <u>都道府県の知事、部局長又は教育委員会教育長に発する行政文書</u></p> <p>カ <u>市町村長、市町村教育委員会又は市町村教育委員会教育長に発する行政文書</u></p> <p>キ <u>課長等又は出先機関の長に発する行政文書で重要なもの</u></p> <p>ク <u>表彰状、感謝状、賞状等</u></p> <p>ケ <u>その他これらに準ずる行政文書</u></p> <p>(2) 教育委員会名で施行するもの</p> <p>ア 達及び指令であって、<u>前号イ</u>に掲げる以外のもの</p> <p>イ～オ [略]</p>

<p style="text-align: center;"><u>育長に発する行政文書</u></p> <p><u>カ 課長等又は出先機関の長に発する行政文書で重要なもの</u></p> <p><u>キ その他これらに準ずる行政文書</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>(3)</u> [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合には、この訓令による改正後の岩手県教育委員会行政文書管理規程第32条第1項の規定は適用せず、この訓令による改正前の岩手県教育委員会行政文書管理規程第32条第1項の規定は、なおその効力を有する。